

「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく

年 次 報 告 書

(平成22年度版)

平成23年9月

三 重 県

## 目 次

1. はじめに	..... 1
2. 児童虐待相談の状況	
(1)児童虐待相談の年度別推移	..... 2
(2)児童虐待相談の経路	..... 3
(3)児童虐待相談の主な虐待者	..... 4
(4)児童虐待相談の年齢内訳	..... 5
(5)児童虐待相談種別	..... 6
(6)児童虐待相談後の処遇	..... 7
(7)立入調査、臨検・捜索および一時保護の実施	..... 9
(8)三重県児童虐待重篤事例検証委員会の設置について	..... 10
3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況	
(1)「子どもを虐待から守る条例」取組体系	..... 11
(2)子育て支援施策(条例第11条関係)	..... 12
(3)早期発見・早期対応施策(条例第14条関係)	..... 15
(4)保護・自立支援施策(条例第15条関係)	..... 17
(5)連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)	..... 18
(6)啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)	..... 20
参考	
○子どもを虐待から守る条例	..... 23

## 1. はじめに

- 平成16年3月に三重県議会において、「子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。
- 全国的に児童虐待事件の報道が途切れることがないほど、社会問題化しており、本県においても、平成22年4月に小学1年生の男児が意識不明の重体に陥る事件が発生しました。このような状況の中、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、そして親子分離後の児童の家庭復帰・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な対策が求められています。
- 平成22年10月には、県議会において、県と県民、市町、民間団体等が一体となって子どもを虐待から守るために、県に対して市町への支援の充実、関係機関の連携強化、人材育成の充実等について、万全の措置を講ずるよう決議されました。県では平成22年11月に、市町、民間団体等と一緒にした児童虐待防止キャンペーンを実施し、平成23年度においては、市町支援方策検討のための調査、研修体制の見直し等に取り組んでいます。
- 本報告書は、条例第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、毎年議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものであり、今回は、第7回目の報告書として平成22年度の状況を記載しています。

「子どもを虐待から守る条例」(平成16年3月23日公布)抜粋

### (目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (基本的な考え方)

第3条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。

3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

### (年次報告)

第28条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

## 2. 児童虐待相談の状況

### (1) 児童虐待相談の年度別推移

○平成22年度に県内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談件数は、858件でした。  
平成15年度以降は、20年度を除き500件台で推移してきましたが、平成22年度は大幅な増加となりました。

#### 【現状】

本県の児童相談所が受理した児童虐待相談件数は、平成15年度以降、大幅に減少しました平成20年度を除き、年間500件を超える状況で推移し、平成22年度は858件で、過去最多の件数となりました。

全国の相談件数を見ても、児童虐待相談は増加の一途をたどっています。

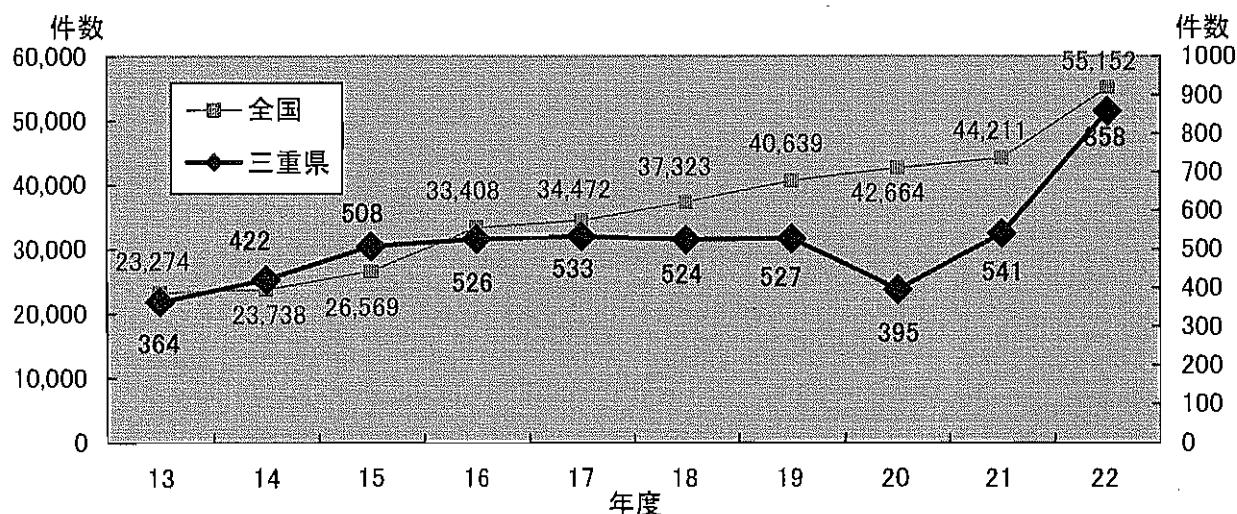
本県において、平成22年度の相談件数が増加した背景については、4月に県内で発生した重篤な虐待事件や、全国的な児童虐待事件の多発による、地域の関心の高まりなどが考えられます。今後も引き続き、児童の安全確保を最優先とする観点から、児童虐待の防止等に関する法律、子どもを虐待から守る条例等に基づき、啓発や早期発見などの取組を強化していきます。

表1 児童虐待相談件数の年次推移 (単位：件)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全 国	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	55,152
三重県	364	422	508	526	533	524	527	395	541	858

注) 平成22年度の全国の件数は、宮城県、福島県及び仙台市分を除いて集計した数値です。

#### ○虐待相談件数の推移



## (2)児童虐待相談の経路

○児童相談所への虐待相談経路は、多い順に、①市町の機関、②近隣・知人、③警察等となっています。

### 【現状】

市町の機関からの通告が383件と最も多く、全体の44.6%を占めています。これは児童福祉法では、市町に一義的な児童相談や通告機関としての法的義務があるため、発見者から市町に連絡が入り、市町において緊急受理会議等で判断のうえ、児童相談所に通告する事例が増加し、定着しているものと考えられます。また、県民の関心の高まりから、近隣及び知人からの通告数が、前年度よりほぼ倍増しています。

表2 児童虐待相談の経路(平成22年度)

(単位:件、%)

経路 件数	家族		親戚	近隣・知人	児童本人	県の機関	市町の機関	児童委員	保健医療機関	施設等	警察等	学校等	里親	その他	計
	虐待者	以虐待外者													
相談件数	15	31	27	107	4	54	383	2	21	29	86	85	1	13	858
構成比	1.8	3.6	3.1	12.5	0.5	6.3	44.6	0.2	2.5	3.4	10.0	9.9	0.1	1.5	100

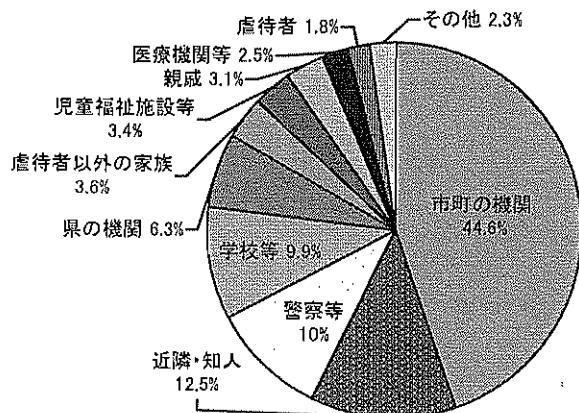
(参考: 平成21年度)

相談件数	21	18	9	57	3	9	252	1	25	12	51	49	0	34	541
構成比	3.9	3.3	1.7	10.5	0.6	1.7	46.6	0.2	4.6	2.2	9.4	9.0	0.0	6.3	100

(参考2: 平成17年度)

相談件数	23	42	10	51	1	10	189	2	26	22	47	76	4	30	533
構成比	4.3	7.9	1.9	9.6	0.2	1.9	35.4	0.4	4.9	4.1	8.8	14.3	0.7	5.6	100

### ○虐待相談の経路(平成22年度)



### (3)児童虐待相談の主な虐待者

○「実の母親」による虐待が5割強を占めています。

#### 【現状】

主な虐待者は、実母が463件、54.0%と最も多くなっています。これは、子育ての中心が母親であり、子どもと接する時間が長く、そのため育児をはじめとする様々なストレスが虐待を誘発している場合が多いものと考えられます。

こうした背景には、子育てへの不安や負担感、家族形態の多様化、援助が得られにくくい近隣関係など様々な問題が考えられることから、家族を取り巻く地域社会の理解や支援がより一層重要となってきています。

表3 主な虐待者（平成22年度）

（単位：件、%）

虐待者 件数	実父	実母	実父以外 の父 親	実母以外 の母 親	その他	計
相談件数	261	463	70	12	52	858
構成比	30.4	54.0	8.1	1.4	6.1	100

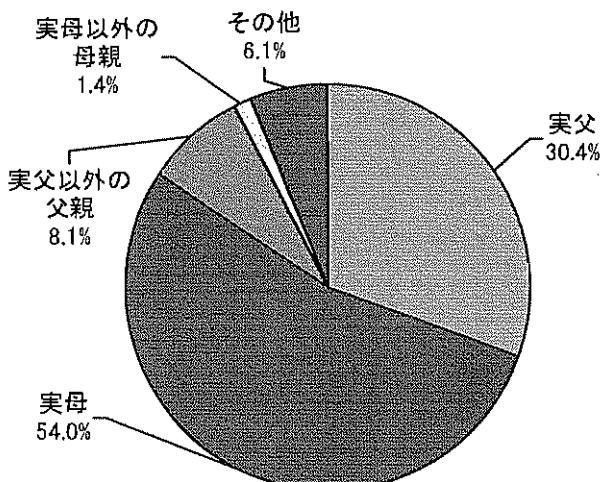
（参考：平成21年度）

相談件数	135	328	44	5	29	541
構成比	25.0	60.6	8.1	0.9	5.4	100

（参考2：平成17年度）

相談件数	159	297	25	6	46	533
構成比	29.9	55.7	4.7	1.1	8.6	100

#### ○主な虐待者（平成22年度）



#### (4)児童虐待相談の年齢内訳

○被虐待児童の約8割は、小学生以下の児童となっています。

##### 【現状】

虐待を受けている児童のうち、小学生以下の児童が692件と全体の80.7%を占めており、中学生が120件、14.0%、高校生その他が46件、5.4%となっています。

全国の児童虐待死亡事例の9割は0歳から5歳までの児童であり（4割は0歳児）、年齢が低くなるほど深刻な重篤事例の割合が高い傾向にあります。

児童が中学生以上になると、体力面での親子の力関係が逆転し始めることから、年齢が進むにつれ件数も減少していきます。しかしながら、それまでの不適切な養育環境の影響などから、夜の徘徊や万引きといった非行など、虐待とは別の問題があらわれることがあります。

表4 被虐待児の年齢内訳（平成22年度）

（単位：件、%）

虐待者 件数 相談件数 構成比	0～3歳 未満	3歳～学齡 前児童	小學生	中學生	高校生 その他の 計
193	196	303	120	46	858
22.5	22.8	35.3	14.0	5.4	100

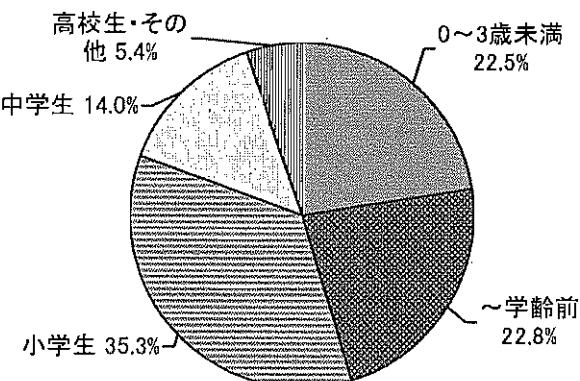
（参考：平成21年度）

相談件数 構成比	114 21.1	129 23.8	203 37.5	66 12.2	29 5.4	541 100
-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-----------	------------

（参考2：平成17年度）

相談件数 構成比	116 21.8	127 23.8	216 40.5	65 12.2	9 1.7	533 100
-------------	-------------	-------------	-------------	------------	----------	------------

##### ○被虐待児の年齢内訳（平成22年度）



## (5)児童虐待相談種別

○虐待相談種別では、「身体的虐待」と「養育の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が全体の7割強を占めています。

### 【現状】

虐待相談の中で周囲の者が発見しやすい身体的虐待とネグレクト(養育の拒否・怠慢)の割合が、合わせて73.4%となっています。

児童虐待は、その後の児童の成長や心身の発達に深刻なダメージを与えます。特に乳幼児の場合、「身体的虐待」とともに「ネグレクト」は、生命にかかわる事態を引き起こす恐れがあります。

平成22年度は、前年度と比較して心理的虐待の比率が大きく伸びています。心理的虐待の中には、他の家族が虐待や暴力(ドメスティックバイオレンスを含む)を受けている例もあり、家族全体にかかる取組が必要となります。

なお、性的虐待については、子どもの心に大きなダメージを残す深刻な問題であるにもかかわらず、比較的発見されにくいため、学校や医療機関等と連携して対応することが必要です。

表5 主な虐待種別(平成22年度)

(単位:件、%)

種別 件数	身体的虐待	養育の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
相談件数	370	260	17	211	858
構成比	43.1	30.3	2.0	24.6	100

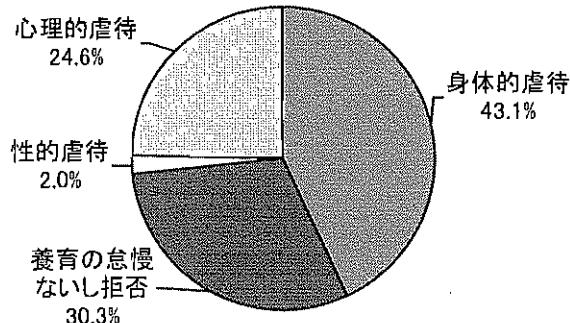
(参考: 平成21年度)

相談件数	225	190	17	109	541
構成比	41.6	35.1	3.1	20.2	100

(参考2: 平成17年度)

相談件数	222	186	22	103	533
構成比	41.7	34.9	4.1	19.3	100

### ○主な虐待種別(平成22年度)



## (6)児童虐待相談後の処遇

- 処遇別内訳では、訪問や来所等による「面接指導」が全体の9割弱を占めています。
- 保護が必要とされ、「施設入所」や「里親委託」と処遇された件数は、約1割となっています。

### 【現状】

児童虐待の相談通告を受け対応した結果、面接指導を継続することとなったものは、756件と全体の88.1%にのぼります。

児童虐待の再発防止のためには、継続した面接指導とともに、関係機関が役割分担のうえ、連携して支援し、地域全体でその家庭を見守っていくことが重要です。

また、相談通告があったもののうち、約1割について保護が必要と判断し、児童福祉施設への入所や里親への委託を行いました。これらの児童の自立に向けて、施設や里親による養育を支援するとともに、児童養護施設の環境改善や心理士の配置などをより進めていくことが課題です。

表6 児童虐待相談後の処遇内訳（平成22年度）(単位:件、%)

処遇 件数	児童福祉施設 入 所	里親・保護 受託者 委託	面接指導	その他	計
相談件数	61	1	756	40	858
構成比	7.1	0.1	88.1	4.7	100

(参考:平成21年度)

相談件数	60	1	452	28	541
構成比	11.1	0.2	83.5	5.2	100

(参考2:平成17年度)

相談件数	55	4	457	17	533
構成比	10.3	0.8	85.7	3.2	100

### ○児童虐待相談後の処遇内訳（平成22年度）

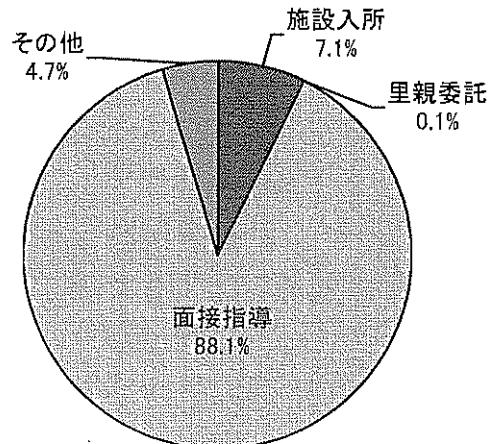
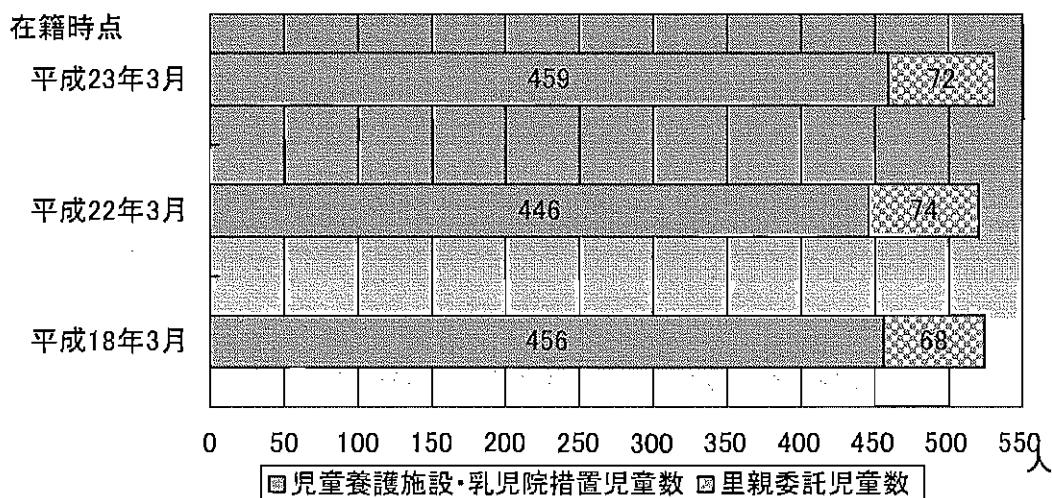


表7 児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数 (単位：人)

人数	時点	H18.3.1現在	H22.3.1現在	H23.3.1現在
		456	446	459
児童養護施設・乳児院措置児童数		68	74	72
合 計		524	520	531

○児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数



なお、平成20年12月に改正された児童福祉法第33条の16による規定では、都道府県知事は、児童福祉施設等に措置された児童が虐待された場合の状況、講じた措置等を毎年度公表するよう義務づけられていますが、三重県においては、これまで該当はありませんでした。

## (7)立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況

- 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3で定められた臨検・捜索については、実施したケースはありませんでした。
- 一時保護された児童のうち、虐待の事由によるものが全体の約35%を占めています。

### 【現状】

児童虐待の防止等に関する法律における平成20年4月の改正により、児童の安全確認等のための立入調査の強化（臨検・捜索の追加）、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置が規定されました。

平成22年度においては、立入調査及び臨検・捜索の事例はありませんでした。なお、立入調査に先行する形としての、出頭要求は22件行われています。

また、児童相談所による一時保護及び児童養護施設等への委託一時保護を実施した児童は334人で、そのうち、約35%が虐待によるものでした。

表8 相談事由別一時保護の実施状況（平成22年度）

（単位：人、日）

	虐待	その他養護	障害	非行	育成	保健・その他	計
保護人数	118	128	15	55	14	4	334
延べ保護日数	2,461	2,552	230	1,091	333	84	6,751

（参考：平成21年度）

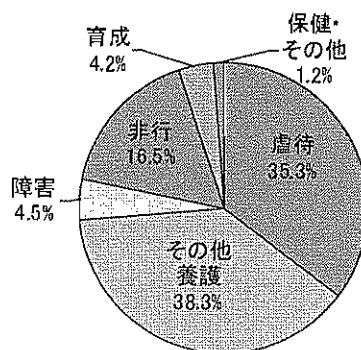
保護人数	91	124	11	45	10	6	287
延べ保護日数	2,061	2,677	208	1,088	237	77	6,348

（参考2：平成17年度）

保護人数	115	96	1	19	8	2	241
延べ保護日数	3,879	3,421	12	861	326	65	8,564

### ○一時保護事由別内訳

〔保護人数：平成22年度〕



## (8)三重県児童虐待重篤事例検証委員会の設置について

① 平成22年4月に鈴鹿市で発生した重篤な児童虐待事例について、問題の抽出、発生原因の分析等の検証を行い、再発防止の方策を検討することを目的として、平成22年5月に三重県児童虐待重篤事例検証委員会を設置しました。

その後、5回にわたる会合、聞き取り、現地調査を経て、9月に知事に対し検証報告書が提出されました。

検証報告書の論点は以下のとおりです。

- 県と市町の情報伝達、共有の方法
- 児童虐待の防止等に関する法律に対する適切な対応
- 児童相談所の組織体制

② 検証報告書を踏まえ、組織の見直しを行うとともに、平成23年度に以下の取組を実施することとしています。

### ○市町相談体制強化促進事業

市町との連携強化、支援のあり方を検討するため、児童相談所・市町及び市町要保護児童対策地域協議会等の実態調査及び分析を実施。

### ○児童相談所等組織力強化事業

児童相談所の法的対応を適切に判断できる人材の育成や専門性の確保のために、職種や業務内容に応じた研修体系の抜本的改革を行うとともに、スーパーバイザーの養成を行う。

### ○児童相談所の組織見直し

- ・児童相談センター家庭児童支援室に、職員研修や市町との連携強化支援を担当する「改革推進課」と、施設入所児童への支援業務等を担当する「自立支援課」を設置

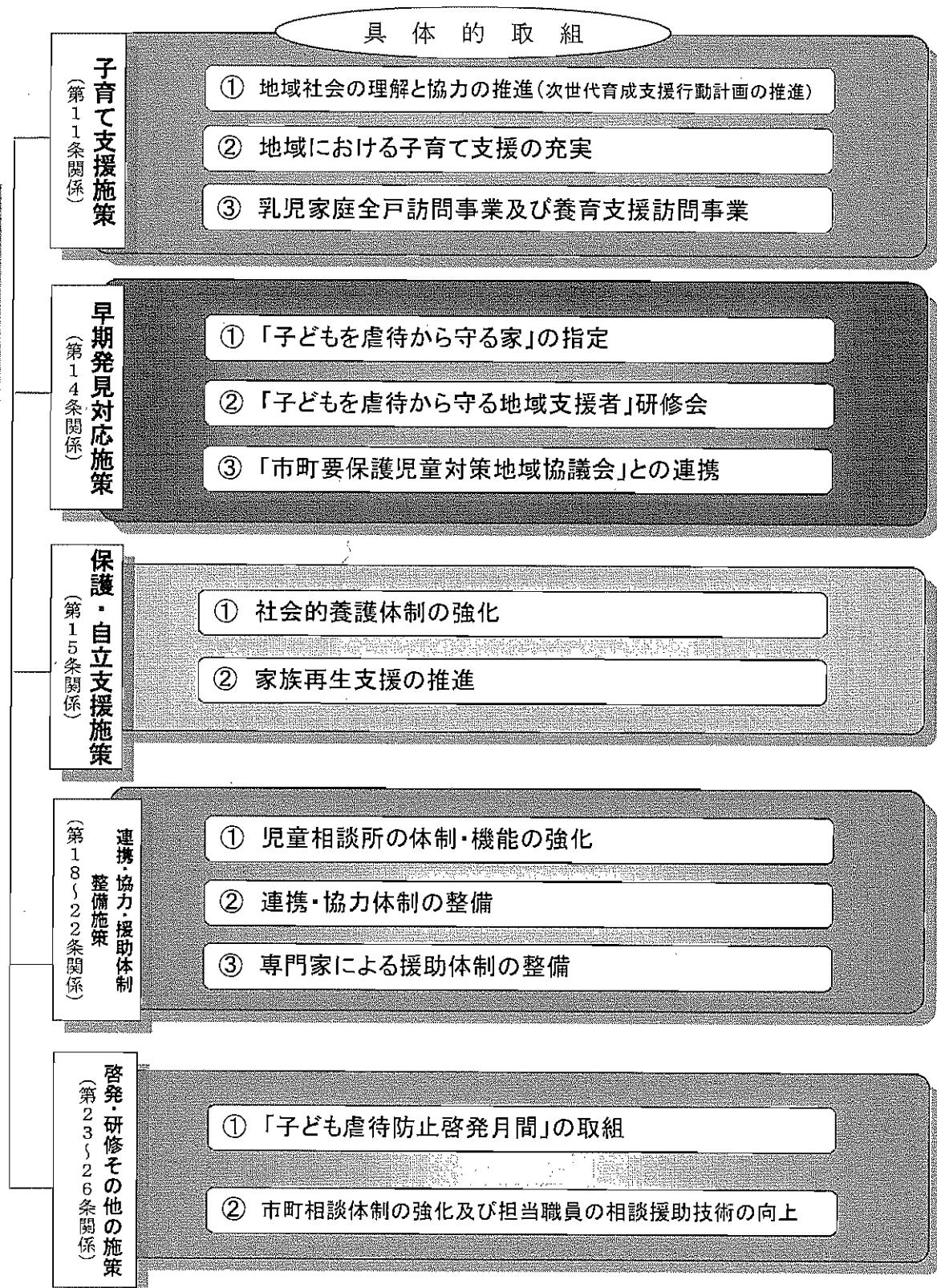
- ・北勢児童相談所を3課体制から4課体制とする

- ・児童相談センター及び児童相談所において、正規職員5名、嘱託職員6名を増員

### 3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

#### (1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系

子どもを虐待から守る条例に基づき、次の体系による取り組みを行っています。



「子どもを虐待から守る条例」に定める虐待防止推進施策

## (2)子育て支援施策(条例第11条関係)

子どもを虐待する行為の背景にある子育てを巡る不安等に対応するため、子育てを支援する環境の整備、家庭における育児支援事業等に取り組みました。

### 【平成22年度の具体的取組】

#### ①地域社会の理解と協力の推進(次世代育成支援行動計画の推進)

「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（計画期間：平成22年度から26年度）では、多様な方が参画・協働してさまざまな形態による支援や取り組みを行うことにより、子どもたちの健やかな育ちや子育て家庭を支援していく取り組みを引き続き展開していきます。また子どもたちが持つ自らの育つ力を大切に育み伸ばそうとする「“子育ち”をささえる視点」の共有や、青年期までの将来を見据えた「“とぎれのない支援”という視点」に立った、多様な施策を推進していきます。

この計画では、児童虐待を防止するために、県、市町、関係機関、地域社会が連携して発生予防から早期発見・対応、保護・自立の支援に至るまで、とぎれのない総合的な取組を進めていくことにしています。

本条例に基づき、児童相談所では、様々な事案について市町の要保護児童対策地域協議会の中の活動を通して、地域社会の児童虐待への理解や対応力の強化を支援しています。

#### ②地域における子育て支援の充実

地域における子どもたちや子育て家庭の支援と、子育てを支援する環境を整備するため、次の事業を行いました。

##### ●市町の地域子育て支援拠点施設の職員研修の実施

地域の子育て家庭における育児不安等についての相談指導等を行う地域子育て支援拠点施設の関係者等を対象に、研修の実施及び各地域の支援活動の情報交換や交流を行い、地域子育て支援拠点施設における支援の質の向上に努めました。

県内市町における地域子育て支援拠点施設の設置率は、平成22年度末現在100%（29市町／29市町）となっています。

##### ●市町の放課後対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保をはかるために、放課後子どもプラン推進事業（放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業）により総合的な放課後対策を実施しました。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、平成22年5月1日現在、272か所に設置されています。（厚生労働省実施状況調査による）

放課後子ども教室については、平成22年度末現在58か所に設置されています。

#### ●ファミリー・サポート・センター

仕事と育児・介護の両立及び地域の子育てに対する一時預かり等の支援を行い、労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上をはかるため、市町が実施する「ファミリー・サポート・センター」の設置運営に関する事業に対し、補助を行いました。

平成22年度末現在20の市町にファミリー・サポート・センターが設置されています。

### ③乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

市町が行う訪問事業で、従来の母子保健施策に加え、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。これにより、支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業につなげるなど、適切なサービス提供に結びつけることができることから、平成20年に改正された児童福祉法、社会福祉法における第2種社会福祉事業として位置づけられました。（平成21年4月施行）

平成22年度末現在、乳児家庭全戸訪問事業は28市町、養育支援訪問事業は20市町が実施しています。

この2つの事業は、児童虐待未然防止及び早期発見に寄与する事業であるので、今後もこの取組が全市町に広がるように働きかけていきます。

#### 【今後の課題】

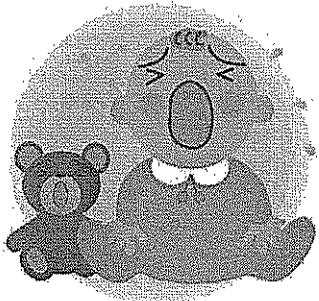
社会全体で子育てや子どもの育ちを見守り支えることの重要性についての理解を促進することが重要です。

育児不安を持つ保護者が身近なところで気軽に相談できるなど、子育て家庭に対する的確な支援が行えるよう、情報の提供や関係機関の連携協働がより必要です。

## 「コラム」～「小児夜間医療・健康電話相談事業」について～

“みえ子ども医療ダイヤル”は、子どもの急な病気や事故、薬に関して、小児科専門医師が保護者からの電話相談に応じています。

小児救急は、夕刻から準夜帯にかけての患者が多く、またその多くは軽症者と言われていることから、有効な事業となっています。



電話を受ける者：小児科専門医師

電話番号：# 8 0 0 0

(ダイヤル式、IP電話など# 8 0 0 0が使えない場合は、0 5 9 - 2 3 2 - 9 9 5 5)

相談時間：毎日午後7時30分から午後11時30分まで

### (3)早期発見・早期対応施策(条例第14条関係)

児童虐待を発見したときには、まず何よりも子どもの安全確保を優先し、早急な状況把握と適切な初期対応を行うことが重要です。そのためには、関係機関等の連携・協力が必要であることから、「子どもを虐待から守る家」の指定や虐待の予防・早期発見等に、市町要保護児童対策地域協議会とともに、連携して取り組みました。

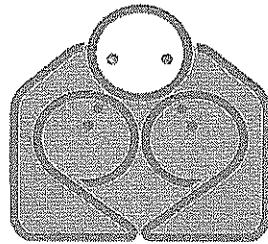
#### 【平成22年度の具体的取組】

##### ①「子どもを虐待から守る家」の指定

「子どもを虐待から守る条例」第21条の規定に基づき、「子どもを虐待から守る家」として指定されているのは、平成22年度末現在で395件となっています。

<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

子どもを虐待から守る家



三重県

##### ②「子どもを虐待から守る地域支援者」研修会

県民一人ひとりが児童虐待問題への理解をより一層深めるとともに、主体的に関わろうとする意識を持ち、さまざまな取組を地域や社会全体で積極的に支えることが求められています。このため、地域別に「子どもを虐待から守る家」の協力者等に条例制定の趣旨や子どもを虐待から守る家の役割等についての研修会を実施しました。

###### (1) 実施日及び場所

開催日	時 間	会 場	参加人数
平成23年2月21日	14時～16時	県伊賀庁舎4階第6会議室	28
平成23年3月 1日	14時～16時	県四日市庁舎6階大会議室	66
平成23年3月 7日	14時～16時	県尾鷲庁舎5階大会議室	30

平成23年3月11日	14時～16時	勤労者福祉会館6階講堂	44
平成23年3月17日	14時～16時	伊勢市生涯学習センター研修室	42

(2) 研修内容

- (ア) 講演：子ども虐待の現状と地域支援者への期待
- (イ) 質疑応答



《子どもを虐待から守る地域支援者研修会風景》

**③「市町要保護児童対策地域協議会」との連携**

児童虐待にとどまらず、非行児童、障がい児童等を含めた要保護児童全般の対策を講じていく組織である要保護児童対策地域協議会は、平成21年度までに全ての市町に設置されています。

**【今後の課題】**

児童虐待の発生を予防し、早期発見を推進するためには、子どもを取り巻くさまざまな関係機関との連携・協力により対応することが重要です。今後は、市町要保護児童対策地域協議会の構成メンバーである児童相談所を含めた関係機関がより一層連携し、充実した活動を開拓することが重要です。

#### (4)保護・自立支援施策(条例第15条関係)

虐待を受けた子どもに対する支援は、将来の子どもの自立を見据え、長期にわたって継続して行う必要があり、適切な保護の実施とともに、家族の養育機能の再生・強化及び家族の再統合が求められます。

#### 【平成22年度の具体的取組】

##### ①社会的養護体制の強化

児童福祉法第43条の5の規定に基づく、情緒障害児短期治療施設の「児童心理療育施設 悠(はるか)」が、平成22年3月に、桑名市長島町に開設されました。この施設は、軽度の情緒障がいをもつ児童を、短期間の入所または保護者の元から通うことで、情緒障がいを治療するとともに、施設から退所した児童等について、相談をはじめとする様々な援助を行っています。

また、児童養護施設の入所児童等の安全確保や生活向上のため、施設の改修等による生活環境改善、老朽化遊具の更新、パソコンの整備等による学習環境改善等が行われました。

##### ②家族再生支援の推進

被虐待児童の家庭復帰や里親委託等を専門に担当するため、乳児院や児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家族再生支援に関する研修会を実施しました。

一方、家庭復帰が困難な被虐待児童等を預かり家庭的環境の中で養育を行う里親委託の推進に向けて、里親と子どもとの組み合わせ相談や里親委託を行った後の委託家庭への訪問等を行う里親委託推進員を児童相談センターに配置するとともに、里親を対象とした研修を実施しました。

#### 【今後の課題】

虐待を受けた子どもを保護し、心身の回復をめざすとともに、健全な発達促進・自立支援を行うために、今後も社会的養護の体制強化を図っていく必要があります。

また、虐待を受けた一人ひとりの児童に適切に対応し、より家庭的な環境で養育することが重要であることから、里親委託などを推進することが求められています。

さらには、家族の養育機能の再生・強化を行い、家族を再統合していくため、保護者への支援・指導方法等を充実させていく必要があります。

## (5)連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)

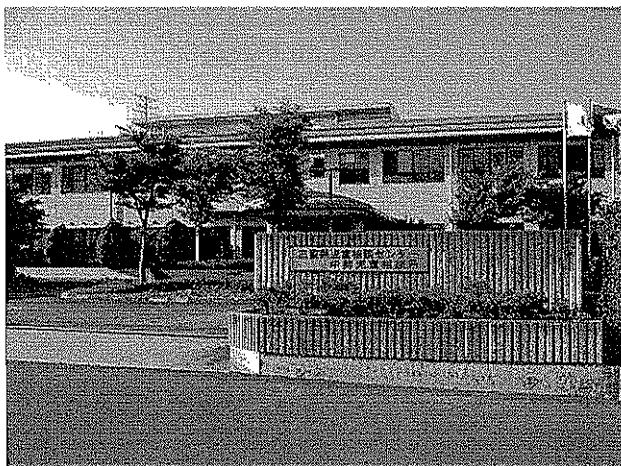
児童虐待相談件数が増加し、内容が複雑化している中、児童相談所に対しては、これまで以上に専門的な機能の発揮が求められています。しかしながら、平成22年4月に重篤な児童虐待事件が発生し、県と市町、警察等の関係機関との連携強化、法的対応力などの課題が明らかになりました。そのため、児童相談センターにおいて児童相談所の専門的人材の育成を行うとともに、福祉・教育・警察の各分野との連携や弁護士等の専門家の援助体制を一層強化し、早期発見、対応をこれまで以上に推進していく必要があります。

### 【平成22年度の具体的取組】

#### ①児童相談所の体制・機能の強化

児童相談センターでは、平成22年4月の虐待事件を受けて、児童相談所が関与する全てのケースについて、市町等との連携状況や児童の安全の再確認を行い、問題のある事例がないことを確認しました。その後も児童虐待相談件数が増加し、虐待内容も深刻化している中で、それらに的確かつ迅速に対応するため、児童相談所の専門的人材の育成や市町支援、一時保護所における入所児童の調整等を行い、相談支援機能の強化を図りました。また、一時保護児童の安全を確保するため、中勢児童相談所の増改築に着手しました。

《三重県児童相談センター》



#### ②連携・協力体制の整備

平成22年4月の虐待事件を受けて、児童相談センター・児童相談所と全市町児童福祉担当との間で緊急の会議を開催し、相互の連携状況の現状や問題点、児童の見守りの状況について協議し、情報共有を行いました。

また児童の安全確保をはかる上で、児童相談所と警察署との連携は重要であるた

め、全児童相談所及び全警察署において実務者連絡会議及び実務研修を実施しました。今後も継続して、介入支援等の実務研修に取り組みます。

さらに、県内の地域における中核的な病院と児童虐待の早期発見・早期対応等について連携をはかるため、虐待通告にかかる情報共有及び意見交換を目的とした連絡会議を開催しました。

### ③専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応機能を強化するため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での意見聴取を行うとともに（年間開催回数11回、新規審議案件19件）、弁護士による法的助言や指導を得ました。

### 【今後の課題】

平成22年4月の重篤な虐待事件以降、児童虐待通報件数の増加に的確に対処し、虐待の早期発見・早期対応を行うには、市町や関係機関との一層の連携が不可欠であり、相互の意思疎通や情報の適切な共有が求められています。また児童の安全確認強化のための出頭要求や立入調査等の司法的介入についても、適切に対応することが求められています。

## (6)啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)

子どもを虐待から守るためにには、県民一人ひとりが虐待の未然防止等について関心を持ったり、理解をしたりすることが大切であることから、啓発を実施しています。

特に、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」には、市町や民間団体等と一体となり、積極的に啓発活動を展開しました。

また、あわせて、関係機関や職員等の研修会も実施しました。

### 【平成22年度の具体的取組】

#### ①「子ども虐待防止啓発月間」の取組

##### ●虐待防止キャンペーン

1 1月の子ども虐待防止啓発月間において、市町、みえ次世代育成応援ネットワーク（※）を始め、関係機関の協力を得て以下の取り組みを実施しました。

###### 1 市町への知事緊急アピール文伝達式等

○キャンペーンカーでの県内巡回を兼ね29市町に出向き、知事の緊急アピール文を伝達し、市町長からの「子ども虐待防止メッセージ」を受領。

○29市町延べ参加人員：約1,100名

○知事緊急アピール文、市町長からの「子ども虐待防止メッセージ」は、県庁（県民ホール）、アスト津イベントコーナーに展示。

###### 2 次世代育成応援ネットワーク協力企業の店舗での啓発

###### 3 キャンペーンカーによる県内巡回

###### 4 手作りのオレンジリボン着用と自動車用マグネットシートによる啓発活動等

###### ※みえ次世代育成応援ネットワーク

従業員の子育て支援や地域の子どもたちの応援などに取り組んでいる三重県の企業と子育てを応援する活動を行っている地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク

（平成23年3月現在会員数：297企業、479団体 計776）



キャンペーンカー



メッセージ交換後の交流

### ●オレンジリボンキャンペーン

児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を活用して、子育て家庭や子どもたちを見守る地域住民の児童虐待防止の意識を高める取組を行いました。

主な事業は次のとおりです。

○三重県総合文化センターにおいて、オレンジリボンイルミネーションの作成  
及び会場内に児童虐待防止パネルの展示

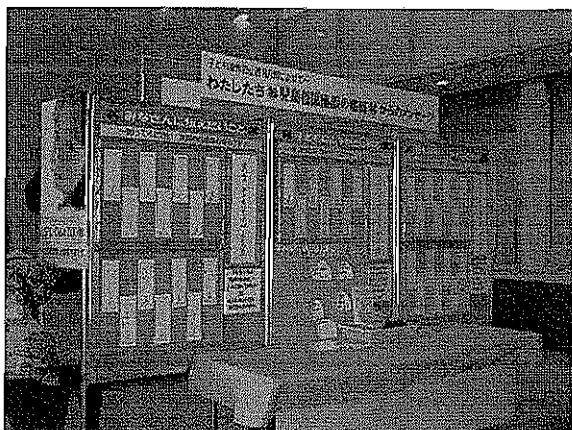
○みえこどもの城において、親子での活動を通じて、楽しみながら児童虐待防  
止について理解できるような、体験型事業の実施

○児童養護施設の職員を対象に、子ども虐待防止、子どもの成長や日常生活風  
景を詠み上げたメッセージを募集し、県庁や主催イベントで展示

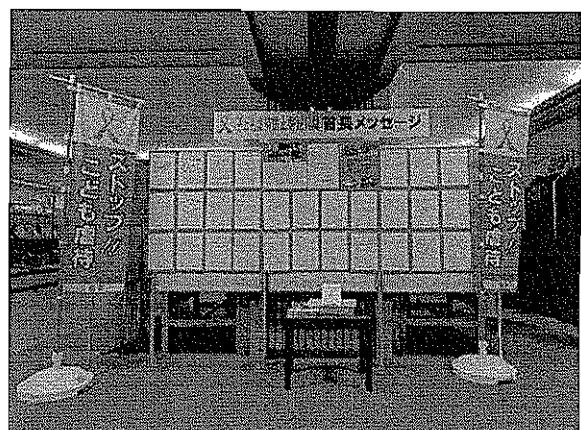
○NPO法人が11月19日（いい育児の日）に行う虐待予防の電話相談につ  
いて、周知の後援



オレンジリボン  
児童虐待防止のシンボル



児童養護施設職員メッセージの展示



首長メッセージの展示

### ●研修会

日 時 平成22年11月14日

講 師 関西学院大学 才村 純 教授

演 題 深刻化する子ども虐待 ーいま、それぞれができることー

参加者 子ども局・児童相談所職員、市町職員、保健師等 約100人

### ②市町相談体制強化及び担当職員の相談援助技術の向上

市町に対して、事例対応や相談体制整備等に向けた人材育成についても積極的に支援

を行いました。

### ● 市町等の児童相談担当職員研修会の実施状況

開催月	研修テーマ	受講者合計
9月	市町における児童相談の法的位置づけ及び事例検討	28名
10月	児童虐待相談への対応及び事例検討	22名
11月	非行相談への対応及び事例検討	20名
12月	児童相談所における心理司の取り組み及び事例検討	23名
☆ 紀州地域児童相談関係職員研修会（尾鷲庁舎で開催）		
9月	(1日目) 市町村児童家庭相談援助指針について及び事例検討	17名
	(2日目) 児童虐待相談への対応について及びグループワーク	15名
※講師は全て児童相談センター職員		延べ125名参加

### ● 児童福祉に関する指定講習会の実施状況

開催日	講習会講義名	講師
H22.10.8	「児童福祉論1」「養護原理」	鈴鹿医療科学大学 教授 藤原 正範 真盛学園 園長 本弘 東午
H22.10.19	「児童相談所運営論」「児童福祉論2」	児童相談センター 所長 榎本 英典 三重県社会福祉協議会 久保 正
H22.11.5	「児童虐待援助論（初期対応）」「障害者福祉論」	伊賀児童相談所長 鈴木 聰 鈴鹿医療科学大学 教授 貴島 日出見
H22.11.22	「児童虐待援助論（発生予防）」「児童虐待援助演習」	三重県立看護大学 教授 永見 桂子 准教授 二村 良子
H22.12.10	「社会福祉援助技術論」「社会福祉援助技術演習」	皇學館大学 教授 吉田 直
○修了者数 児童福祉司任用資格認定証交付者 14名		
修了証書交付者（児童福祉司資格要件非該当者） 2名		
○開催場所は全て県松阪庁舎		

この講習会は、児童福祉法第13条第2項及び同施行規則第6条に定める「児童福祉司」認定資格取得のための講習会です。参加者は全講義履修が義務です。

### 【今後の課題】

児童虐待防止についての県民の意識を高めていくことが大切であり、引き続き、「子ども虐待防止啓発月間」等を通じて、子どもの虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、市町等の人材育成を支援していく必要があります。

## 参考

### ○子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日  
三重県条例第三十九号

改正 平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号  
子どもを虐待から守る条例をここに公布します。

#### 子どもを虐待から守る条例

##### 目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 未然防止（第十条・第十一條）
- 第三章 早期発見及び早期対応（第十二条—第十四条）
- 第四章 保護及び支援（第十五条—第十七条）
- 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第十八条—第二十二条）
- 第六章 その他の施策（第二十三条—第二十六条）
- 第七章 雜則（第二十七条—第二十九条）

##### 附則

###### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

###### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

###### （基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

- 2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。
- 3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

###### （県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としな

ければならない。

- 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。
- 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

#### 一部改正〔平成一七年条例六七号〕

##### （県民の責務）

第五条 県民は、虐待を許してはならない。

- 2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

##### （保護者の責務）

第六条 保護者は、虐待を決して行つてはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

- 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。

##### （市町との協働）

第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力をを行うものとする。

- 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

#### 一部改正〔平成一七年条例六七号〕

##### （関係機関等との協働）

第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力をを行うものとする。

- 2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

#### 一部改正〔平成一七年条例六七号〕

##### （地域社会の役割）

第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

## 第二章 未然防止

##### （子育てに関する情報の提供等）

第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。

- 2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等

との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(子育て支援指針)

第十一條 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針（以下この条において「子育て支援指針」という。）を策定しなければならない。

- 2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。
- 3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。
- 4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならぬ。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。
- 5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二條 児童相談所長は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

- 2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(早期発見対応指針)

第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下この条において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。

- 2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。
- 3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等について専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。こ

の場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。

- 4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

#### 第四章 保護及び支援

(保護支援指針)

第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。

- 2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。
- 3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聽かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。
- 4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

#### 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

(連携・協力体制の整備)

第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力をはかるための体制の整備を行わなければならない。

- 2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(専門家による援助体制の整備)

第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

(在宅における支援体制の整備)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家

庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(子どもを虐待から守る家)

第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であつて次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条項において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。

- 一 子どもからの相談に応ずること。
  - 二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。
- 2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。
- 3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。
- 4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。
- 5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(乳幼児を保護するための拠点施設)

第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。

## 第六章 その他の施策

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての关心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

- 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。
- 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(人材の養成等)

第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

- 2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上の

ための研修等を実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(調査研究等)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

第七章 雜則

(秘密の保持)

第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。

2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。

(年次報告)、

第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一條、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。